

坂出市市制施行 80 周年記念映像制作業務委託者選定に係る  
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、坂出市(以下「本市」という。)が本市市制施行 80 周年記念映像制作業務(以下「本業務」という。)を委託するにあたり、公募型プロポーザル(以下「プロポーザル」という。)により、価格のみならず、企画力・技術力・創造性・実績等の点から最適な業者を選定するため、必要な事項を定める。

2 業務の目的

本市の市制施行 80 周年を記念し、本市が誕生して 80 年間の歴史および発展を遂げてきた本市の歩みとこれからの未来を、映像を通して観ていただくことにより、市内外における本市のさらなる認知度向上と市民の郷土愛の醸成を図ることを目的とする。

3 業務の概要

- (1) 業務名 坂出市市制施行 80 周年記念映像制作業務委託
- (2) 仕様 別紙「坂出市市制施行 80 周年記念映像制作業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和 4 年 6 月 17 日(金)まで
- (4) 委託上限額 1,500,000 円(消費税および地方消費税を含む)  
※この金額は契約上の予定価格を示すものではない。  
※なお、本件は、予算議決前の準備行為として実施するものであり、議会において予算の減額、否決があったときは、本プロポーザルについて実施の効力を失う場合がある。

4 委託者選定方法

企画提案書等による公募型プロポーザル方式

5 プロポーザルの参加資格

プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定による更生手続開始の申し立てがなされていないこと。(更生手続開始の決定を受けた者を除く)
- (3) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てがなされていないこと。(再生手続開始の決定を受けた者を除く。)
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54

- 号)に抵触する行為を行っていない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団およびその構成員でないこと。
- (6) 国税, 地方税および坂出市税等に滞納がない者であること。

## 6 説明会の開催

本業務に関する説明会は行わない。

## 7 参加申込手続方法等

プロポーザルへの参加を希望する者は, 次に掲げる書類(以下「申込書類等」という。)をホームページより取得して, 提出期限までに提出しなければならない。

(1) 提出書類	ア 参加表明書(様式1)
	イ 会社概要(様式2)
	ウ 業務実績書(様式3)
	エ 業務体制および配置予定者調書(様式4)
	オ 企画提案書等 ※1 企画提案書(様式5)とともに, 映像制作にあたってのストーリー(映像の流れ, 1枚程度), 企画コンセプト, 全体の構成案など, 具体的な提案書類(A4版・フォント11以上で10枚以内)を作成し提案すること。絵コンテ, イメージ図を多用するなど, 評価者に分かりやすい資料を添付すること。 ※2 希望者には, 企画提案書等の作成にあたり, 坂出市の所有する資料を提供するので, 当該提供資料の中から, 写真等の引用をしても差し支えない。
	カ 見積書(A4版様式任意) ※1 3の(4)で示す委託上限額以内で記入すること。 ※2 積算内容についても記載または添付すること。 ※3 見積書等を別途封筒に入れて封緘して提出すること。封筒表面に「見積書在中」と記載すること。
	キ 誓約書(様式7)
	ク 業務工程表(任意)
(2) 提出部数	正本1部 副本8部(カは正本とともに提出)
(3) 提出資料	過去に制作した市町村制施行記念動画またはシティプロモーションビデオPRビデオの完成品・1式(2作品以内でDVDでの提出のこと。ただし, YouTubeで公開している場合は, アドレスの提示でも可) ※ 技術提案における評価項目としていることから, 本業務の趣旨や目的を考慮したうえで選定すること。
(4) 提出期限	令和4年1月21日(金) 正午必着

(5) 提出方法	郵便書留または持参すること（電子メール、FAXは不可）
(6) 提出場所	坂出市総務部秘書広報課(坂出市役所本庁舎3階) 〒762-8601 香川県坂出市室町二丁目3番5号 TEL 0877-44-5000

※(1)提出書類のオ企画提案書中の※2 坂出市の所有する資料については、以下のとおりとする。

坂出市総務部秘書広報課所有の広報誌掲載用写真等をDVD等にて貸与する。

## 8 7の(1)オの企画提案書等作成時の留意事項

- (1) 本市の市制施行80周年を記念し、本市が誕生してから80年間の主な出来事や風景の移り変わり、地域の歴史など、そして現在の本市の姿を紹介する映像を制作し、市内外に広く公開することで、さらなる本市の認知度向上と市民の郷土愛の醸成を図ることができるような内容とすること。
- (2) 「坂出市市制施行80周年記念」タイトルを記載すること。
- (3) 申込書類等については、各1部ずつをまとめてファイルに綴じて提出すること。
- (4) 通しページを記入すること。

## 9 質問の提出方法等

申込書類等提出に伴う本実施要領および仕様書に係る質疑は、質問書(様式6)によりメールにて提出すること。

質疑の受付	提出期限	～令和4年1月14日（金）正午
	提出方法	質問書（様式6）により電子メールで提出すること。提出の際、必ず送信の旨を電話連絡すること。
	提出先	坂出市総務部秘書広報課 his yokouhou@city.sakaide.lg.jp
質疑の回答	提出期限内に提出された質問の回答は、随時ホームページで公表する。	

## 10 審査

坂出市市制施行80周年記念映像制作業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、企画提案の審査を行うものとする。

- (1) 選定委員会は非公開とする。
- (2) 審査項目については以下のとおりとする。
  - ア 技術提案
  - イ 配置予定技術者
  - ウ 提案者
  - エ 見積金額
- (3) 審査について
  - ア 日時 令和4年1月28日（金）午後1時30分～
  - イ 場所 坂出市室町二丁目3番5号 坂出市役所本庁舎3階中会議室2

ウ 審査項目 10の(2)の全項目について、評価基準にて審査を行う。

(4) 評価基準等

ア (2)アからウの評価基準および評価点数は別紙1のとおりとする。

イ (2)エの見積金額の評価基準は別紙2のとおりとし、比例配分方式により評価点数を算出する。

(5) 優先交渉権者の選定

審査の結果、評価点数の合計が最も高い事業者を優先交渉権者とし、次に点が高い者を次点者として選出する。ただし、評価点数が同点の事業者が複数ある場合は、別紙1(1)技術提案の点数の高い者を選定する。また、参加事業者が1者の場合でも選考を実施するが、評価点数の合計が6割(72点)を満たさなかった場合は、再度公募を行うものとする。

(6) 選考結果の通知

選考結果はメールで参加事業者全員に通知を行い、ホームページにて公表する。なお、選考結果に質問がある場合は、発表をしたその日から5日以内に書面(様式自由)にて説明を求めることができる。ただし、その回答に関する異議申し立ては受け付けない。

1.1 選定後の手続きおよび契約の締結等

(1) 仕様書の確定

優先交渉権者の選定をもって、当該提案者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものでなく、市と提案者との協議により、企画提案書の項目変更、追加および削除を行ったうえで、本契約の使用に反映させることができるものとする。

(2) 契約の締結

市は選定された優先交渉権者と仕様について確定した後、発注の契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調の時は、次点者と契約締結の交渉を行う。

(3) 委託料

委託料は、提出された概算見積書をもとに、再度見積書を徴収し、契約金額を決定する。なお、プロポーザルにおいて提案された委託上限額3(4)を超える金額での契約は締結しない。

(4) 契約の締結

本市と受託者で協議したうえで、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約により締結する。

(5) 支払方法

業務完了時の一括払いとする。

1.2 提案者の無効または失格

次のいずれかに該当する場合は、無効または失格とする。

(1) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合

- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

### 1.3 その他

- (1) 企画提案書等すべての申込書類等の作成経費や旅費等の必要経費等は、すべて提出者の負担とする。
- (2) 提出された申込書類等は、返却しない。
- (3) 申込書類等の提出は、1者1提案とする。
- (4) 申込書類等を受理した後は、その追加および修正は認めない。
- (5) 主たる担当技術者は、やむを得ない場合を除き、変更は認めない。
- (6) 申込書類等は、審査目的外で使用しない。
- (7) 申込書類等は、審査目的内の範囲において複写することがある。
- (8) 業務内容は、採択された申込書類等の内容によるものとするが、坂出市との協議により変更・修正を加える場合がある。
- (9) 当該案件に関する事項について、電話または口頭による問い合わせには回答しない。
- (10) 当該事業の実施にあたり、契約者には、坂出市が所有する写真等のデータを貸与する場合がある。
- (11) 提出された書類等は、原則、情報公開の対象とする。ただし、採択されなかった企画提案書は除く。
- (12) 本プロポーザルは、あくまでも当該業務の契約の相手方となる候補者を選定するものである。

### 1.4 事務局

事務局は、坂出市総務部秘書広報課に置く。

坂出市総務部秘書広報課

〒762-8601 香川県坂出市室町二丁目3番5号

T E L 0877-44-5000

F A X 0877-44-5661

### 1.5 スケジュール (予定)

令和3年12月13日(月)から 令和4年1月21日(金)まで	公募型プロポーザル告示 (実施要領・仕様書の配布期間)
令和4年1月14日(金)正午	仕様書に関する質問書提出期限
令和4年1月21日(金)正午	企画提案書等の提出期限
令和4年1月28日(金)	プロポーザル選定委員会での審査(書類審査)
令和4年2月3日(木)	企画提案者への結果公表
令和4年2月10日(木)	結果に対する質問書提出期限
令和4年2月18日(金)	結果に対する質問書回答
令和4年2月21日(月)	契約の締結

契約締結後～令和4年6月10日(金)	打ち合わせ～編集～校正
--------------------	-------------